

【育休後 — 部分休業・子育て部分休暇】

Q22： 部分休業と育児休業の違いは？

A22： 一定の期間職務に従事しない育児休業とは異なり、部分休業は、1日の勤務時間の一部又は全部について育児のために勤務しないことを認める制度で、勤務しながらの育児が可能です。

- 子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉と公務の円滑な遂行を確保するための制度として、育児休業法では育児休業制度のほかに、部分休業制度を定めています。
- 部分休業制度とは、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を育児休業を取得せず養育しつつ勤務する場合、公務に支障のない範囲で1日の勤務時間の一部又は全部を勤務しないことを認めることにより、仕事と育児の両立、調和が図られるとの趣旨から設けられているものです。
- この制度のメリットとしては、職員は仕事をしながら育児ができるため一定の所得が得られること及び長期休業後の職場復帰への不安が少ないこと等があります。

Q23： 部分休業はいつ、誰に請求するの？

A23： 所定の様式に必要書類を添付のうえ、部分休業を始めようとする1月前までに校長に提出して下さい。

- 部分休業は、育児時間と併せて取得されることが多いと思いますが、取得方法については1日単位、また朝夕に分割して行うこともできます。

○「1日につき2時間以内」取得可能とする部分休業を「第1号部分休業」、「1年につき10日以内」取得可能とする部分休業を「第2号部分休業」としています。

- 育児休業の前後に、また、反復継続して部分休業を行うことができますが、学校の業務への影響等を考慮して、その承認の請求は、必要な期間及び時間を一括して行って下さい。
- なお、上記にあります「所定の様式」及び「必要書類」については、下記のとおりですが、併せて「学校職員の育児休業制度等に関する取扱要領」を参照して下さい。

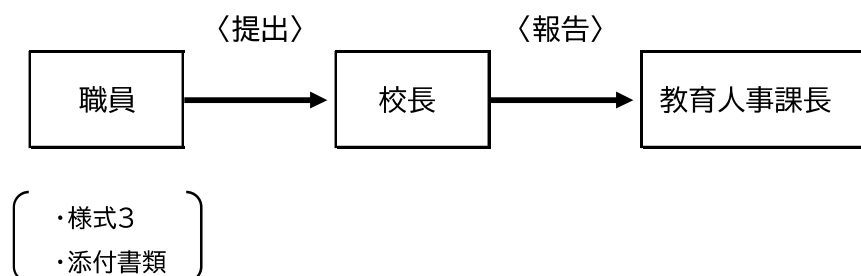
① 所定の様式

部分休業等承認請求書（様式3）

② 添付書類

母子健康手帳、戸籍謄本等当該請求に係る子の氏名、職員との続柄及び生年月日を証明するもの

《申請手続き》



Q24： 部分休業はだれでも取得できるの？

A24： 原則、小学校就学の始期に達するまでの子どもをもつ一般職の男女の職員は、取得できます。

○ 育児休業法第19条第1項には、「任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。次項において同じ。）は、職員（育児短時間勤務職員その他その任用の状況がこれに類する職員として条例で定める職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期（非常勤職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）にあつては、3歳）に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）を承認することができる。」と規定されています。

○ 部分休業をすることができるのは、（地方公務員法第4条第1項に規定される）一般職の男女の職員であり、このうち以下に掲げる職員については対象外となっています。

- ① 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- ② 任命権者が同じである職に引き続き在職した期間が1年未満である非常勤職員

Q25： 部分休業をすることができる時間は？

A25： 1日を通じて、2時間を越えない範囲内で取得可能です。

○ 育児休業法第 19 条第 1 項には、「1 日の勤務時間の全部又は一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）について部分休業を承認することができる」と規定されており、また、育児休業条例第 25 条には、「部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うもの」としてしています。なお、「育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する第一号部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児時間、介護時間又は子育て部分休暇を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。」と規定されています。

○ 部分休業と年次有給休暇等を併用して取得し、1 日勤務しないこととすることも可能です。

○ 部分休業の承認は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日の間において、以下の 2 パターンのいずれかで行います。

① 1 日を通じて 2 時間を超えない範囲内で、必要とされる時間について 30 分を単位として行う。

② 年間を通じて 77 時間 30 分を超えない範囲内で、必要とされる時間について 1 時間単位として行う。

① のパターンについては、育児時間、介護時間又は第一号子育て部分休業を承認されている職員については、2 時間から育児時間、介護時間又は第一号子育て部分休暇を減じた時間について第一号部分休業の承認がなされます。つまり、第一号部分休業と育児時間と介護時間と第一号子育て部分休暇を併用する場合は、合計 2 時間までしか取得できません。



上記に関わらず、令和 7 年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日の間については、以下の 2 パターンのいずれかからしか選択できません。

① 1 日を通じて 2 時間を超えない範囲内で、必要とされる時間について 30 分を単位として行う。

② 年間を通じて 38 時間 45 分を超えない範囲内で、必要とされる時間について 1 時間単位として行う。

Q26： 夫婦が共に職員の場合、それぞれが部分休業を取得できるの？

A26： 取得できます。

- 夫婦が共に職員である場合、それぞれが部分休業することができます。
また、夫婦が同一日同一時間に、部分休業をすることができます。
- 配偶者が専業主婦（夫）である場合や産後休暇、育児休業、育児短時間勤務をしている場合であっても、職員は部分休業をすることができます。

Q27： 部分休業と子育て部分休暇の違いは？

A27： 取得できる子の対象年齢が違います。

- 子育て部分休暇は部分休業と同様の制度としつつ、取得できる子の対象年齢が以下のとおりとなります。

部分休業・・・・・・・・小学校就学の始期に達するまでの子

子育て部分休暇・・・小学校就学の始期に達する日から9歳に達する
日以後最初の3月31日までの間の子
(小学校1年生から3年生を対象)

- 職員が養育する子が小学校に就学したあとも、育児と仕事の両立ができるよう働き方を支援するため、設けられている制度です。

○ 子育て部分休暇の承認は、4月1日から翌年3月31日の間において、以下の2パターンのいずれかで行ないます。

① 1日を通じて2時間を超えない範囲内で、必要とされる時間について30分を単位として行う。

② 年間を通じて38時間45分を超えない範囲内で、必要とされる時間について1時間単位として行う。

①のパターンについては、育児時間、介護時間又は第一号部分休業を承認されている職員については、2時間から育児時間、介護時間又は第一号部分休業を減じた時間について第一号子育て部分休暇の承認がなされます。つまり、第一号子育て部分休暇と育児時間と介護時間と第一号部分休業を併用する場合は、合計2時間までしか取得できません。



上記に関わらず、令和7年10月1日から翌年3月31日の間については、以下の2パターンのいずれかからしか選択できません。

- ① 1日を通じて2時間を超えない範囲内で、必要とされる時間について30分を単位として行う。
- ② 年間を通じて38時間45分を超えない範囲内で、必要とされる時間について1時間単位として行う。

Q28： 部分休業と子育て部分休暇について、年度途中で取得パターンの変更はできるの？

A28： 原則は認められません。

- 職員が年度途中で請求パターンの申出の内容を変更することができる特別な事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の申出時に予測することができなかった事情が生じたことにより、申出の変更を行わなければ子の養育に著しい支障が生じる場合としています。